

# 特別障害者手当をご存知ですか？

## 特別障害者手当とは

身体や知的、精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護が必要な方に支給する手当です。

申請には、医師が作成する専用の診断書の提出が必要です。  
※内容によっては手当の支給の対象にならない場合があります。

○手当月額：27,980円

○支払時期：2月・5月・8月・11月（10日払い）※申請月の翌月分から  
※所得制限があります

## 障害の程度

重度の障がいを2つ以上有している方、またはそれと同等以上の方

### 【認定基準の例】

(1) 次の表の各号に重複する（2つ以上）障がいを有している方

1	両眼の視力の和が0,04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2) (1)の表の3～5に該当する障がいがあり、かつ日常生活動作において、常時特別な介護を必要とする方

(3) 知的障害・精神障害・内部障害およびこれと同等の疾病を有し、かつ日常生活動作において、常時特別な介護を必要とする方

以下に該当する場合は対象になりません

○施設に入所している方

○病院に3か月を超えて入院している方

お問  
合  
わ  
せ

掛川市健康福祉部福祉課  
障がい福祉室 障がい福祉係  
電話 0537-21-1139